

1 基本理念

「障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち ～共生社会の実現～」

2 策定方針

骨子（案）作成にあたっての考え方：1. 「本市の現状」及び「国の動向」を踏まえ、「現計画のフォローアップ」、「アンケート調査」及び「分科会からの意見」を反映した施策とする。
2. 令和5年3月に策定した「第5次障害者基本計画」【国計画】及び「第4次青森県障害者計画」【県計画】の基本方向・取組を参考にする。
3. 平成29年に制定した「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に基づき、共生社会の実現に向けた取組を総合的に推進する。

3 施策の展開

現計画の施策の展開（基本方向・取組）

第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成

- 障がいに対する理解の促進
 - 障がいに対する理解に向けた啓発
 - 障がいを理由とする差別の解消
- 権利擁護の推進
 - 虐待防止体制の強化
 - 成年後見制度の利用促進と体制の整備

第2章 障がいのあるかたの地域生活支援の充実

- 生活支援の充実
 - 相談支援体制の充実
 - 日常生活における意思疎通支援
 - 各種手当の支給等による経済的支援
- 人材の育成と確保
 - 意思疎通支援のための人材養成の推進
 - 相談支援専門員の確保
 - 福祉・介護職員の確保
 - 地域福祉サポーター制度の普及促進
- 地域生活支援サービスの充実
 - 地域での生活を支援する在宅サービスの提供
 - 地域における居住支援機能の充実
- 保健・医療の充実
 - 保健・医療・福祉の連携

第3章 障がいのあるかたの自立した生活の確保

- 療育・教育の充実
 - 療育・教育・相談支援体制の充実
 - 切れ目のない支援の推進
 - 障がいの状態やニーズに応じた教育の推進
 - 障がい児の日中活動支援
- 雇用・就業の促進
 - 雇用の拡大と就労支援
 - 福祉施設から一般就労への移行支援
- 社会参加・参画の促進
 - スポーツ・文化・芸術活動等への参加促進
 - 交流機会の充実

第4章 障がいのあるかたの安全・安心な暮らしの確保

- 生活・住環境の整備
 - 道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進
- 安全・安心なまちづくりの推進
 - 防災・防犯対策の推進
 - 地域で支え合う体制の充実
- 情報バリアフリー化の推進
 - 障がいの特性に配慮した情報の提供

本市の現状

【H30⇒R4】 手帳交付状況の変化

- 精神手帳20.5%、愛護手帳7.2%増加
- 身障手帳7.4%減少
- 18歳未満の精神手帳64.4%増加

障害支援区分認定者の高齢化・重度化

- 区分6の認定者数：108人増

サービス利用者数の増

- 障害福祉サービス402人増
- 障害児通所支援649人増

地域での在宅生活の希望

- 将来、望んでいる暮らし⇒「自宅」が76%
- 一方で、「施設等」が12.9%

国の動向

障害者差別解消法改正（R6.4施行）

- 事業者への合理的配慮の提供義務化

障害者総合支援法改正（R6.4施行）

- 基幹相談支援センターの設置
- 新サービス（就労選択支援）の実施

精神保健福祉法改正（R6.4施行）

- 精神保健に課題を抱える方も対象とした相談支援

医療的ケア児支援法（R3.9施行）

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援

障害者雇用促進法改正（R6.4施行）

- 障害者雇用率の段階的引き上げ（R6.4から2.5%、R8.7から2.7%）

情報アクセシビリティ推進法（R4.5施行）

- 情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通の推進

読書バリアフリー法（R1.6施行）

- 視覚障害者等の読書環境の整備

現計画フォローアップ アンケート調査・分科会からの意見

障がいに対する理解不足

- 市民意識調査 やさしい街だと思う割合：R5 17.5%（目標値27.7%）
- 一般企業職員への理解啓発研修開催の促進

成年後見制度の促進

- 実務を取り入れた支援者への研修開催

複雑な相談ケースの増加

- 虐待、貧困等、複雑の課題が共有するケース

身近な専門的相談窓口の確保

- 地域で自立して生活を送るために重要なこと⇒「相談窓口や情報提供の充実」が最も高い

親なきあとの生活への不安

- 将来、介護を頼める人がいるか⇒いないが約半数

多様なニーズや特性に応じた支援

- 強度行動障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい、医療的ケアが必要なかた等へのニーズや特性に応じた支援体制の充実

家族への支援の充実

- ペアレントプログラム、トレーニングによる支援

就労・就学への支援の充実

- 障がい者雇用の理解促進
- 教職員の障がいへの理解・支援の促進

バリアフリー化の充実

- 公共施設、道路、バス停、除雪等

災害時の避難等への不安

- 十分な情報を入手できる支援体制
- 災害に備えた研修等の充実

情報アクセシビリティの向上

- 法及び県の計画に基づいた更なる推進

見直しのポイント

第1章

○「障がい・障がい者への理解促進及び権利擁護の推進」に基本方向を変更

基本理念との整理、国計画・県計画基本指針を参考

- 障がいに対する理解啓発の更なる促進
- 成年後見制度による支援体制の強化

第2章

○「地域生活支援の充実」に基本方向を変更

国計画・県計画基本指針を参考

- 基幹相談支援センターによる委託相談支援事業所等と連携した相談支援の促進
- 地域生活支援拠点を中心とした包括的な支援体制の整備

第3章

○「教育の充実及び自立した生活の支援」に基本方向を変更

国計画基本指針を参考、社会参加の促進を追加

- インクルーシブ教育、保育の推進
- 医療的ケア児や家族への支援
- 関係機関と連携した障がいのある子どもや家族への支援
- 本人の希望、就労能力や適性等にあった就労選択の支援

第4章

○「安全・安心な生活環境の整備」に基本方向を変更

基本理念との整理、県計画基本指針を参考

- 生活道路の除排雪など冬のバリアフリーの推進

第5章

○「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」を基本方向に新たに追加

国計画基本指針を参考

- 障がいの特性に配慮した情報の提供

現行プラン(旧)

第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成

- 障がいに対する理解の促進
(1) 障がいに対する理解に向けた啓発
(2) 障がいを理由とする差別の解消
- 権利擁護の推進
(1) 虐待防止体制の強化
(2) 成年後見制度の利用促進と体制の整備

第2章 障がいのあるかたの地域生活支援の充実

- 生活支援の充実
(1) 相談支援体制の充実
(2) 日常生活における意思疎通支援
(3) 各種手当の支給等による経済的支援
- 人材の育成と確保
(1) 意思疎通支援のための人材養成の推進
(2) 相談支援専門員の確保
(3) 福祉・介護職員の確保
(4) 地域福祉サポーター制度の普及促進
- 地域生活支援サービスの充実
(1) 地域での生活を支援する在宅サービスの提供
(2) 地域における居住支援機能の充実
- 保健・医療の充実
(1) 保健・医療・福祉の連携

第3章 障がいのあるかたの自立した生活の確保

- 療育・教育の充実
(1) 療育・教育・相談支援体制の充実
(2) 切れ目のない支援の推進
(3) 障がいの状態やニーズに応じた教育の推進
(4) 障がい児の日中活動支援
- 雇用・就業の促進
(1) 雇用の拡大と就労支援
(2) 福祉施設から一般就労への移行支援
- 社会参加・参画の促進
(1) スポーツ・文化・芸術活動等への参加促進
(2) 交流機会の充実
(3) 障がいの特性やニーズに応じた移動支援

第4章 障がいのあるかたの安全・安心な暮らしの確保

- 生活・住環境の整備
(1) 道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進
- 安全・安心なまちづくりの推進
(1) 防災・防犯対策の推進
(2) 地域で支え合う体制の充実
- 情報バリアフリー化の推進
(1) 障がいの特性に配慮した情報の提供

新プラン(新)

記載する新たな取組(案)

第1章 障がい・障がい者への理解促進及び権利擁護の推進

- 障がいに対する理解の促進
(1) 障がいに対する理解に向けた啓発
(2) 障がいを理由とする差別の解消
- 権利擁護の推進
(1) 虐待防止体制の強化
(2) 成年後見制度の利用促進と体制の強化

第2章 地域生活支援の充実

- 生活支援の充実
(1) 相談支援体制の充実
(2) 各種手当の支給等による経済的支援
- 人材の育成と確保
(1) 相談支援専門員等の育成・確保
(2) 地域福祉サポーター制度の普及促進
- 地域生活支援サービスの充実
(1) 地域での生活を支援する在宅サービスの提供
(2) 地域における生活支援機能の充実
- 保健・医療の充実
(1) 障がいの早期発見
(2) 保健・医療・福祉の連携

第3章 教育の充実及び自立した生活の支援

- 教育・保育におけるインクルーシブの推進
(1) 障がいの状態やニーズに応じた教育・保育の推進
- 障がいのある子どもや家族への支援の充実
(1) 早期からの教育・相談・支援体制の充実
(2) 障がい児の日中活動支援
- 雇用・就業の促進
(1) 雇用の拡大と就労支援
(2) 福祉施設から一般就労への移行支援
- 社会参加・参画の促進
(1) スポーツ・文化・芸術活動等への参加促進
(2) 交流機会の充実
(3) 障がいの特性やニーズに応じた移動支援

第4章 安全・安心な生活環境の整備

- 生活・住環境の整備
(1) 道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進
(2) 冬のバリアフリーの推進
- 防災・防犯等の推進
(1) 防災・防犯対策の推進
(2) 地域で支え合う体制の充実

第5章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 情報アクセシビリティの向上
(1) 障がいの特性に配慮した情報の提供
- 意思疎通支援の充実
(1) 「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」の施策の推進
- 読書バリアフリーの推進
(1) 読書環境の整備の推進

○ 民間事業者における合理的配慮の提供を支援するための出前講座

○ 地域包括支援センターや相談支援事業所と連携した成年後見制度の支援体制の強化
(高齢所管課との成年後見制度に係る中核機関の設置)

○ 基幹相談支援センターによる多様なニーズや特性に応じたきめ細かな相談支援
○ ピアサポーターの養成
○ 自殺対策・ひきこもり対策支援

○ 相談支援専門員等を育成するためのケース検討会等の実施

○ 住宅確保の支援（住宅セーフティネットワーク）
○ 親なきあとを見据えた地域での生活について、相談や緊急時の対応など包括的に支援する地域生活支援拠点を中心とした連携体制

○ 保健、医療等の関係機関と連携した精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(精神障がい者への適切な地域移行・地域定着支援の取組を強化)

○ インクルーシブ教育、保育
○ 医療的ケアを必要とする子どもや家族の相談に対して、コーディネーター（専門職）によるライフステージを問わない総合的な支援を実施
○ 関係機関と連携した障がいのある子どもや家族への支援
○ ヤングケアラーへの相談支援

○ 本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援
(就労選択支援サービスの実施)

○ 公共施設バリアフリー情報提供の充実（県ホームページとの連携）
○ 公共施設利用における本人確認の簡素化（ミライロID導入の促進）

○ 生活道路の除排雪の効率化、間口除雪や屋根の雪下ろし支援、除雪ボランティアの育成

○ 市が作成する資料等への音声コードの付与

○ 失語症者への意思疎通支援者の派遣

○ 市民図書館における点字・録音図書等の貸出サービス